

石綿含有廃棄物・水銀廃棄物に関する既存制度

1. 経緯

(1) 石綿含有廃棄物

平成3年の廃棄物処理法の改正により、「廃石綿等」が特別管理産業廃棄物に指定された。

その他の石綿を含有する廃棄物については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（平成17年3月30日有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）に基づき、その適正処理が進められていたところ、平成18年の政令改正により、「石綿含有一般廃棄物」又は「石綿含有産業廃棄物」と定義され、上乗せの処理基準が定められた。

また、平成18年の法改正で創設された無害化処理認定制度の対象として「廃石綿等」、「石綿含有一般廃棄物」及び「石綿含有産業廃棄物」が指定され、埋立処分以外の無害化処理（溶融等）が政策的に促進されている。

(2) 水銀廃棄物

平成3年の法改正により、特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量又は含有量が判定基準を超える汚染物（ばいじん、汚泥等）が特別管理産業廃棄物に指定された。

その後、平成25年に水銀に関する水俣条約が採択され、現在有価物として取り扱われている金属水銀を中長期的には廃棄物として取り扱う必要があることが見込まれることから、平成27年の政令改正により、「廃水銀等」が特別管理廃棄物に指定された。「廃水銀等」の収集・運搬・保管基準は平成28年4月より施行されており、処分基準は平成29年10月1日より施行される予定。

その他の水銀汚染物及び水銀使用廃製品については、環境上より適切な処理の徹底を図るため、同じく平成27年の政令改正により、「水銀含有ばいじん等」及び「水銀使用製品産業廃棄物」と定義され、上乗せの処理基準が定められた。同処理基準は平成29年10月1日より施行される予定。

2. 指定対象及び処理基準

上記の廃棄物の指定対象及び主な処理基準は参考資料7のとおり。「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の具体の指定対象及び処理基準の案については、平成28年10月11日よりパブリックコメントを実施しているところであり、参考資料7にはその内容が記載されている。